

## 令和4年度 中国・四国ブロック商工会青年部主張発表大会開催要領

1. 目的 商工会青年部(以下、「青年部」という)は、商工会の内部組織として商工会活動の一翼を担いながら、地域商工業の振興発展と地域福祉の増進を目指し様々な活動を実施している。  
ここに、中国・四国ブロック各県の青年部指導者が一堂に会し、日々の青年部活動を通じて得た経験や成果、意見を発表することにより、地域振興活動に対する青年部員の意識啓発を図るとともに、商工業の後継者たる青年経営者としての資質向上、青年部の発展及び中小企業の振興を図り、もって青年部の育成強化及び社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。
2. 主催 中国・四国9県商工会青年部  
中国・四国9県商工会青年部連合会  
中国・四国ブロック商工会青年部連絡協議会
3. 幹事 愛媛県商工会連合会、愛媛県商工会青年部連合会
4. 後援 四国経済産業局、愛媛県、松山市
5. 開催日時 令和4年9月14日(水) 13:50～16:00
6. 開催場所 愛媛県民文化会館
7. テーマ 青年部活動を通じて、地域振興や自社経営等の活動事例を組み入れたテーマを作成してください。  
※青年部活動と関連しない内容とならないよう十分注意すること。

### 〈テーマ例〉

- ① 青年部が生んだメイドインジャパン
- ② 続けるために
- ③ 地域を支える青年部～我々の必要性と役割について学んだ6年間～
- ④ 元氣をつなごう！Nantube！！～青年部活動の学びを活かし、輝く未来へ～
- ⑤ 鳩ヶ谷商工会青年部 ブランド化計画
- ⑥ 青年部活動が拓げる無限の絆 ～鹿島アントラーズとともに歩む私たちの街～
- ⑦ 百年の衝動 ～見つめようこの百年、産み出そう次の百年～

[上記①～⑦は、令和3年度の主張発表全国大会に出場した7名のテーマ]

8. 発表者 中国・四国9県の代表者とする。
9. 発表順番 事前に抽選で決定する。
10. 発表時間 1名10分  
※時間告知／終了3分前(掲示)・1分前(掲示・呼び鈴)・  
終了(掲示・呼び鈴)

11. 審査 ①愛媛大学教授（審査委員長）  
NHK松山放送局  
四国経済産業局  
愛媛県経済労働部
- ②審査基準  
全青連の審査基準に準ずる。（内容・構成・表現力・態度・発表時間）
12. 表彰 最優秀賞（四国経済産業局長賞） 1名  
優秀賞（中国・四国ブロック商工会青年部連絡協議会長表彰） 1名  
優良賞（中国・四国ブロック商工会青年部連絡協議会長表彰） 7名  
※最優秀賞者は、令和4年11月15日（火）に開催される主張発表全国大会に中国・四国ブロック代表として参加する。

# 令和4年度中国・四国ブロック商工会青年部主張発表大会審査基準

内容、構成、表現力、態度により順位付けを行い、審査委員会において協議し決定する。

## 1. 審査ポイント

### (1) 内 容

- ①. 青年部活動又は青年部員としての活動が、地域の担い手として地域振興やまちづくりの貢献に相応しいものであるか否か
  - ②. 商工会を通じ政策・施策等を活用し、その結果自社の経営力向上や地域の発展へと結びつけたか否か
  - ③. 他の青年部活動や青年部員の範となり、共感を得るものであるか否か
  - ④. 青年部活動又は青年部員としての活動が、創造性、アイデアに富んだものであるか否か
- ※①～④のいずれかを満たすことを前提として総合評価する。  
また、個人的体験談や自社のPR等に偏っていないか注意し評価すること。

(2) 構 成 論旨が明確で、説得力があり、分かりやすいか否か

(3) 表現力・態度 表現力が豊かであり、人に好感を与え、訴える力があるか否か

## 2. 採点のウェイト及び順位付け

審査項目		特に良い	良い	普通	あまり 良くない	悪い
内 容	50%	5	4	3	2	1
構 成	30%	5	4	3	2	1
表現力・態度	20%	5	4	3	2	1

※審査にあたっては、特に内容に重点を置くこととし、表現力等の技巧にとらわれないよう注意すること。

※審査委員1名あたりの持ち点は、50点（内容25点：校正15点：表現力・態度10点）満点とする。

※採点の結果、同点となった場合には、各委員の評価等も勘案し、協議することとする。

## 3. 発表所要時間の評価

発表所要時間が10分を超過あるいは10分より少なかった場合、審査員それぞれの採点結果から次の基準で減点を行う。

±	1分以上2分未満	3点
±	2分以上3分未満	5点
±	3分以上	7点

#### 4. その他

- (1) 発表者による壇上でのプレゼンテーションツールや小道具等（発表に直接関連する成果物や写真等）の使用は、一切認めないものとする。
- (2) 発表時の服装は、正装（スーツ着用とし、男性についてはネクタイを必ず着用）とする。
- (3) その他、審査に関する事項については、審査委員の協議により決定する。